

平成 31 年度 未来へつなぐ文化活動ステップ アップ補助金 募集要項

募集期間 平成 31 年 4 月 1 日(月)～ 5 月 7 日(火)必着

文化芸術活動を通じた奈良県の活性化を目指し、みなさんのイベントを支援します。
ふるってご応募ください！！

平成 31 年 3 月 28 日

奈良県地域振興部 文化振興課 文化振興係
〒630-8501 奈良市登大路町 30
TEL : 0742-27-8478 FAX : 0742-27-8481
e-mail bunka-challenge@nara-arts.com

【事業の趣旨】

文化芸術団体等が、自らの創意工夫に基づいて企画・運営を行う優れた事業を支援することで、平成29年度に奈良県で開催された「国文祭・障文祭なら2017」のレガシーを継承し、文化を奈良のブランドとして全国に力強く発信するとともに、奈良の文化力のより一層の向上を図ることを目指します。

【補助内容】

○ 補助対象団体

団体の種別により、要件が異なります。

団体の種別	要件
・ 団体 (下記以外の文化芸術団体)	次に掲げる事項の全てを満たすこと
・ 県内市町村 ・ 単独の県内市町村により構成される実行委員会・協議会等	次に掲げる事項のうち(10)に掲げる事項を満たすこと
・ 単独の県内市町村により指定を受けた指定管理者	次に掲げる事項のうち(1)～(4)、(6)～(10)に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 県内に事務所の所在地または活動の拠点を有する団体
- (2) 一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること
- (4) 会計経理が明確であること
- (5) 非営利の団体であること
- (6) 政治活動または宗教活動を目的としないこと
- (7) 暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- (8) 特定の公職者(候補者を含む)、または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体でないこと
- (9) 団体の全役員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること
- (10) 申請しようとする年度前までにおいて、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金の交付決定を受けた回数が2回以下であること

○ 補助対象事業

下記事項の全てを満たし、県内文化芸術の振興に寄与すると知事が認める事業を補助対象とします。

(1) 下記の要素を複数満たす事業

要素	内容
文化を通じた世代間や地域間等の交流	文化芸術を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発信力の強い事業等の「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業

次世代の育成	県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取り組みの展開につながる事業
継続性が期待できる事業展開	1回限りではなく、次年度以降も事業が継続できるよう計画性を持ち、金銭面、人材面等実施体制を含め工夫している事業
多数の県民の積極的な参加	新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等の県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業
活動のレベルアップ	一流の芸術家を招聘し、その指導を得たうえで行う成果発表事業等の団体が文化活動のレベルアップを伴いながら実施する事業

- (2) 奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に主要なイベント等が実施される事業であること
- (3) 当該補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- (4) 特定の個人又は団体のみを対象として実施する事業でないこと
- (5) チャリティコンサート等の寄附又は募金を目的とするものではないこと
- (6) 営利を目的とするものでないこと
- (7) 当該事業に対し、県から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと

※平成31年度の奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭は、平成31年9月1日から11月30日が開催期間となります。

○ 事業の実施期間

補助金の交付の決定を受けた日から平成32年(2020年)3月31日(火)までに事業を実施し、完了する事業

(注意) 交付決定は平成31年7月上旬を予定しており、採択できない場合もありますので、補助金の交付を前提とした事業着手は行わないでください。補助金の交付がなければ事業が実施できない場合は、交付決定通知を待ってください。

なお、7月上旬予定の交付決定前に事業に着手する(準備等始める)場合は、指令前着手届(第5号様式)の提出が必要となります。補助金交付申請書(第1-1号様式)に指令前着手届(第5号様式)を添えて提出すると、申請書受理日から補助金交付決定の間に生じた支出も補助の対象となります(ただし、下記項目「補助対象経費」に該当する場合があります)。提出しない場合は、補助金交付決定後の支出のみが補助の対象となりますのでご注意ください。

○ 補助対象経費

補助対象事業のうち、主要なイベント等(奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に行うものに限る)を実施するために必要な経費で、下記に定めるもの

項目	内容
出演・出展関係費	出演料、演奏料、指揮料、演出料、振付料、展示品借上料等

旅費	交通費、宿泊費等
印刷・広報関係費	ポスター・チラシ・パンフレット印刷、広告料、宣伝料等
設営・舞台費	会場設営・撤去費、舞台費、音響費、照明費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場整理・警備費等
会場費	会場使用料、設備使用料等

※補助対象外経費例

- ・申請団体構成員以外が支出した経費
- ・申請団体の構成員に対する謝金
- ・申請団体及び申請団体構成員自身が請求者となっている経費で、必要性・合理性がないもの
- ・事業が終了しても団体に残るもの（衣装・楽器・美術作品等）の購入費
- ・賞金、賞品等にかかる経費
- ・レセプション費用、飲食関係費用（打合せ等名目も不可）、手土産費用等
- ・団体運営費及び事務所維持費（経常的経費や物品購入費等は補助対象事業に要する経費とならないので、収支予算書には記入しないでください。）
- ・金融機関等に対する振込手数料
- ・ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- ・切手、ポイント等で支出した経費
- ・補助金申請のための経費
- ・補助金実施報告のための経費
- ・その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの

○ 補助金の額

【一般枠】

補助対象経費から入場料等収入を控除した額の1/2（上限あり）

* 入場料等収入…入場料、参加料の他、パンフレットや図録、グッズ等を有料頒布した際の収入等をいいます。

【重点枠（国文祭・障文祭レガシー継承枠）】

補助対象経費から入場料等収入を控除した額の2/3（上限あり）

上記の「補助対象事業」に該当し、以下の要件を満たす場合に重点枠として申請することができます。

- ◆平成29年度に奈良県で開催された「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の大会テーマのひとつである「障害のある人となない人の絆を強く」の趣旨に沿い、展開する事業
- ◆事業の計画にあたっては、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成28年4月1日施行）」を必ず確認し、事業計画に反映させてください。

○ 補助金の上限

補助金の上限額は、申請しようとする年度前までに当該補助金の交付決定を受けた回数によって異なります。回数は一般枠で交付決定を受けた回数と重点枠で交付決定を受けた回数を合算します。

申請しようとする年度前までに おいて、未来へつなぐ文化活動ス テップアップ補助金の交付決定 を受けた回数	上限額
0回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・50万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・100万円
1回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・35万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・70万円
2回	一般枠で交付決定を受けた場合・・・20万円 重点枠で交付決定を受けた場合・・・40万円

【申請】

○ 申請書類 （申請用紙は奈良県文化振興課のホームページから入手してください）

当該補助金の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

申請は1団体につき、1事業に限ります。※1団体1事業の判断基準はQ&Aをご確認ください。

なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- ・補助金交付申請書（第1-1号様式）
- ・事業計画書（第1-2号様式）
- ・収支予算書（第1-3号様式）
- ・団体調書（第1-4号様式）
- ・事業の実施体制（第1-5号様式）
- ・団体目的等についての誓約書（第1-6号様式）【市町村は不要】
- ・重点枠申請の理由書（第1-7号様式）【重点枠申請の場合のみ】
- ・団体の規約・定款等の写し、役員名簿【市町村は不要】
- ・指令前着手届（第5号様式）【必要な場合のみ】
- ・その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催し案内等）

※様式の一部は平成30年度の申請様式と違っていません。申請には平成31年度の様式を使用してください。

○ 申請期間

平成31年4月1日（月）～平成31年5月7日（火） —必着—

○ 申請書類の提出期限

平成31年5月7日（火）必着（持参の場合は、当日17：00まで）

○ 提出先（持参もしくは郵送に限ります）

奈良県地域振興部 文化振興課 文化振興係 担当：吉永、伊藤

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL : 0742-27-8478 FAX : 0742-27-8481 E-mail : bunka-challenge@nara-arts.com

(注意) 提出は持参もしくは郵送に限ります (FAX、メールでの申請はできません)。

郵送の場合は必ず電話等で文化振興課に到着確認を行ってください。

送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

【審査】

申請のあった事業について、第1次審査および第2次審査を行い、採択事業を決定します。

○ 第1次審査

奈良県地域振興部文化振興課において、申請書類に基づき書面審査を行います。審査にあたり、文化振興課より申請団体・事業について問合せを行いますので対応してください。

なお、第1次審査を通過できる団体数には上限があります。申請件数が一定数を超えた場合は、第1次審査基準を満たした申請団体の中から、平成29年度まで奈良県で実施されていた「新たな文化活動チャレンジ補助金」の採択回数が少ない団体を優先します。この回数の算出には平成26年度から平成28年度の「新たな文化活動チャレンジ補助金」採択実績を使用します。

○ 第2次審査

第1次審査を通過したすべての申請事業について、外部有識者等を含む審査委員会による事業内容審査を実施します。また、「重点枠」申請団体についてのみ、一般公開のプレゼンテーション審査も実施します。プレゼンテーションでは、時間の許す限り一般参加者も質問をすることができます。

なお、「重点枠」のプレゼンテーションの内容は、「重点枠」申請にあたって工夫・配慮した点のみとなります。申請事業全体のプレゼンテーションではありませんので、ご注意ください。

審査委員会において、事業内容及びプレゼンテーション等を考慮しながら、総合審査のうえ採択・不採択を決定します。なお、採択にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。

○ 審査基準

第1次および第2次審査の審査基準は別表のとおりです。

【補助金の交付決定及び事業実施報告等】

○ 補助金の交付決定

採択された事業については、交付決定通知を送付します。なお、採択にあたっては条件を付けることがあります。

○ 事業実施報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は平成32年(2020年)3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書に必要な書類を添付して提出してください。

この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理は適正に行ってください。領収書等の支出証拠書類は写しで構いません。

○ 補助金の交付

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

なお、前払いや概算払いは行うことができませんのでご注意ください。

【事業スケジュール】 日程については決定次第ホームページ等でご案内します。

事項	日程
応募期間	平成31年4月1日（月）～5月7日（火）
第1次審査	平成31年5月中旬
【重点枠申請団体のみ】 プレゼンテーション審査の 開催 (日程は後日通知します)	日程：平成31年6月15日（土）（予定） または、 平成31年6月16日（日）（予定） 上記のうち、指定する1日 場所：奈良県庁（予定） ※申請状況により、他に日程を設定することがあります。
第2次審査	平成31年6月中下旬
採択事業の決定、公表	平成31年7月上旬
事業の着手	平成31年4月1日以降（ただし「事業の実施期間」の項目を参照してください）
事業の完了	平成32年（2020年）3月31日（火）まで
事業実施報告	事業完了日から30日以内 又は平成32年（2020年）3月31日（火）のいずれか早い日
補助金の額確定、交付	報告書の審査後、速やかに

【その他】

○ 募集要項、申請用紙の配布等

- ・県ホームページ内、文化振興課のページからダウンロードできます。
<http://www.pref.nara.jp/49766.htm>
- ・奈良県文化振興課にて配布いたします。
- ・募集要項および申請用紙の郵送を希望される場合は、封書おもて面に「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金募集要項希望」と明記し、返送用封筒（A4サイズ）を同封の上、奈良県文化振興課まで郵送してください。返送用封筒（A4サイズ）には、郵送を希望される場所の郵便番号・住所・氏名を記載し、郵便切手140円を貼付してください。

（郵送先） 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域振興部 文化振興課 文化振興係 宛

○ 申請書類の記載方法

- ・所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則としてワープロ、パソコンで作成してください。
- ・用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。
- ・なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさを結構です。

○ 申請にかかる費用負担

申請に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含まれます。）および事業実施後の報告にかかる費用は、全て申請者の負担になります。

○ 情報公開

- ・申請書類の記載事項は、一部の個人情報（担当者に関する事項等）を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・申請された事業名、事業内容、団体名および代表者名は公表します。
- ・第2次審査のプレゼンテーション（重点枠のみ）は公開で行います。
- ・第1次、第2次審査の概要は公表します。

○ 事前相談について

希望者を対象に、申請内容の相談を受け付けます。

■日時：平成31年4月8日（月）～25日（木）のうち土、日を除く
10時～15時（随時受付、20分単位の予約制）

■場所：奈良県庁本庁舎4階 文化振興課内

■予約先：下記あて、予約の電話をお願いします。

奈良県地域振興部文化振興課 文化振興係

担当：吉永、伊藤

TEL：0742-27-8478

* 予約受付開始は平成31年4月3日（水） 10時から

（注意）当日はできるだけ効果的な相談を行うため、ある程度の内容を記載した申請書類をお持ちください。

【別表】

○ 第1次審査基準

- ・申請団体が上記「補助対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業が上記「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・奈良県の文化芸術の振興に寄与すると認められること
- ・単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること

※第2次審査基準も考慮して審査する場合があります。

○ 第2次審査基準

目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を踏まえた的確な事業目的が設定されているか 特に指定した要素（「文化を通じた世代間や地域間等の交流」「次世代の育成」「継続性が期待できる事業展開」「多数の県民の積極的な参加」「活動のレベルアップ」）に応えるものとなっているか ・目的の設定にあたっては地域の課題や団体の現状、申請分野を取り巻く状況等を踏まえた十分な検証がなされているか
手段の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか ・一定の事業効果が見込めるか
公益性 【重点審査項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者に効果が還元される公益性の高いものであるか
新規性・創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に新規性があり、創造力に富んだものであるか
継続性・発展性 【重点審査項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の継続や発展が見込めるか ・将来に向けた事業の展望を持っているか
実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の事業の遂行能力は十分か ・事業計画は実現可能なものか ・経費の積算は適切か

○ 重点枠の採択基準

国文祭・障文祭レガシー継承枠	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を通して、障害のある人となない人との交流を深めることができる内容か ・ハード、ソフト両面において、誰もが参加しやすいように考慮されているか（会場のバリアフリー、パンフレット・案内等の工夫） ・障害のある人もない人も共に地域社会で生活することを考えるきっかけとなる事業であるか
----------------	--